

富士見市男女共同参画推進会議の運営に関する内規

(名称)

第1条 本会は、富士見市男女共同参画推進会議（以下推進会議という）と称し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、市と協働して活動するために組織された市民団体である。

(目的)

第2条 推進会議は、富士見市男女共同参画推進条例の理念に基づき、市と協働して、市民1人1人が性別に関係なく自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

(活動内容)

第3条 推進会議は、前条の目的を実現するため、以下の活動を行う。

- 1 市の事業である講演会や講座、セミナーなどの企画及び運営等に積極的に参画する。
- 2 男女共同参画に関する意識と知識の共有のため、情報交換、情報共有等を行う。
- 3 その他、本会議の目的を達成するための事業を行う。

(委員)

第4条 推進会議の定員は20名程度とし、第1条及び第2条に賛同する原則市内在住、在勤者であれば、随時入会できるものとする。

(役員)

第5条 推進会議において、次の役員を置く。但し、その選出手段については委員の互選による。

- 1 会長 1名

会長は本会議を代表し、会の運営管理を行う。

- 2 副会長 2名

会長を補佐し、会長の不在時においては会の運営管理を代行する。

- 3 任期 2年

役員の内任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第6条 推進会議は、以下のように開催し、審議する。

- 1 推進会議は、会長が委員を召集し、開催することとする。なお、委員の3分の1以上の請求があった場合は、別に会議を開催することができる。
- 2 事業の企画及び運営においては、特定の主義、主張に偏ることのないように配慮する。
- 3 会議の議事は、出席委員過半数の承認をもって決定する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から適用する。